

暮らしの情報箱

はがきなどで
申し込む場合
の記入例

- 1 催しなどの名称
- 2 〒住所
- 3 氏名(ふりがな)
- 4 年齢(学年)
- 5 電話番号
- 6 その他必要事項

※費用が記入されて
いない催しなどは
原則無料です

国保

国民健康保険に加入している方へ

1 結核・精神通院医療給付金受給者証の交付

結核・精神通院医療の受給者に、「結核医療給付金受給者証」「国保受給者証(精神通院)」を交付します。指定の医療機関に提示すると、対象医療費の自己負担金が不要になります。都外で受診した場合は、領収書を添えて申請先へ申請すると対象医療費の自己負担分が支給されます。

② 次のいずれかに該当する方

- ① 結核医療費受給者で、住民税が非課税(19歳以下は世帯主が非課税)
- ② 自立支援医療費(精神通院)受給者で、同一世帯の国民健康保険加入者全員の住民税が非課税

※住民税未申告の方は、国保受給者証の発行ができません。必ず住民税の申告を済ませてから申請してください

●申請先

結核=感染症対策課感染症対策担当
☎5744-1263 FAX5744-1524

精神通院=
地域福祉課障害者地域支援担当

大森 ☎5764-0696 FAX5764-0659
調布 ☎3726-4139 FAX3726-5070
蒲田 ☎5713-1383 FAX5713-1509
荻谷 ☎3741-6682 FAX6423-8838

2 療養費の給付

医療費の全額を支払った場合、保険で認められた部分を支給します。申請方法などはお問い合わせください。申請から支給まで3か月程度かかります。また、診療日の翌日から2年を経過すると時効となり支給できません。

② 次のいずれかに該当する方

- ① 急病など、やむを得ない理由で医療機関に保険証を提示できなかった
- ② 国外で診療を受けた(治療目的で渡航した場合を除く)
- ③ 医師の指示で治療用器具を購入した
- ④ 医師が治療上必要と認めたマッサージ・はり・きゅうの施術を受けた
- ⑤ 骨折・脱臼・打撲・捻挫(骨折・脱臼は応急手当の場合を除き、あらかじめ医師の同意が必要)で接骨院・整骨院の施術を受けた
- ⑥ 輸血のための生血の費用を負担した
- ⑦ 臍帯血や内臓移植などの搬送費を負担した
- ⑧ 負傷・疾病などで移動困難かつ緊急そのほかやむを得ない理由で適切な保険診療を受けるために移送された

◇12とも◇

☎国保年金課国保給付係

☎5744-1211 FAX5744-1516

税

軽自動車をお持ちの方へ

4月1日現在、バイク、軽四輪車(660cc以下)、フォークリフトなどの小型特殊自動車を所有している方は、軽自動車税(種別割)がかかります。新規登録、廃車、所有者の変更は速やかに届け出てください。手続き先は車種により異なりますのでお問い合わせください。

※インターネットオークションで原付バイクやミニカーを購入する場合の大田区の標識登録手続きには、旧所有者の廃車申告受付書と譲渡証明書、新所有者の印鑑が必要です。購入時の領収書などでは登録できません

◆軽自動車グリーン化特例(軽課)延長

4月1日以降に購入する自家用乗用車(登録車・軽自動車)は、適用対象が電気自動車などに限定されます。

※法改正により、今後変更になる場合があります

☎課税課課税担当

☎5744-1192 FAX5744-1515



子ども

障害年金を受給している方へ 児童扶養手当の算出方法が 変わります

児童扶養手当法の一部改正により、3月分から手当額が障害年金の子の加算部分の金額を上回る場合、その差額を手当として受給できるようになります。詳細や必要書類はお問い合わせいただくか区HPをご覧ください。既に児童扶養手当受給資格者として認定を受けている方は、申請不要です。

☎子育て支援課児童育成係

☎5744-1274 FAX5744-1525

健康

在宅で医療を受けたい方のために

往診などに関する相談をお受けします。

☎区内在住の方とその家族

●在宅医療相談窓口専用ダイヤル

☎5744-1632(午前9時~正午。土・日曜、休日、年末年始を除く)

※お住まいの地区ごとに相談受け付け日異なります

大森地区=火曜、第2・4金曜

田園調布地区=月・木曜

蒲田地区=水曜、第1・3・5金曜

☎健康医療政策課地域医療政策担当

☎5744-1264 FAX5744-1523



難病患者支援ガイドブック を作成しました

難病と診断された方が区内で利用できる、主な公的サービスなどを分かりやすく一冊にまとめました。区

HPからもご覧いただけます。

●配布場所

☎問合先、地域福祉課、地域健康課

☎健康づくり課健康づくり担当

☎5744-1683 FAX5744-1523



傍聴

大田区青少年問題協議会

☎3月15日(月)午後2時~4時

☎区役所本庁舎11階

☎先着5名

☎問合先へ電話。3月5日締め切り

☎地域力推進課青少年担当

☎5744-1223 FAX5744-1518

相談

建築リフォーム

☎区内在住の方

☎第2・4火曜(休日を除く)、午後1時30分~4時30分

※3月は実施しません

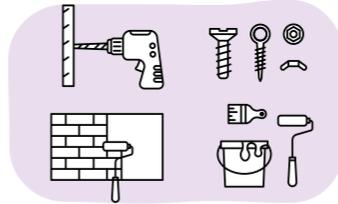
☎区役所本庁舎1階

☎当日会場へ

☎産業振興課産業振興担当

☎5744-1363 FAX5744-1528

(2月17日から☎6424-8233に変更になります)



募集

生涯学習ボランティア

これまでの経験によって培った知識や技術を地域に役立ててみたいと考えている方・団体の登録制度です。要件などは区HPをご覧ください。

☎問合先へ申請書(問合先で配布。区HPからも出力可)を持参

☎地域力推進課区民協働・生涯学習担当

☎5744-1443 FAX5744-1518

大田区一般廃棄物処理基本計画 中間見直し報告書(素案)に 関するご意見

詳細は区HPをご覧ください。

●閲覧・募集期間

2月22日まで

●閲覧場所

☎区HP、問合先、区政情報コーナー、清掃事務所・事業所、特別出張所

●意見の提出方法

☎問合先へ郵送、FAX、持参など

☎清掃事業課清掃リサイクル担当

☎5744-1628 FAX5744-1550

大田区子ども・子育て会議委員

会議に出席して、子育て施策などに関する意見を述べていただきます。

② 次のいずれかに該当する方

① 区内在住で、幼稚園、保育所、学童保育を利用している

② 上記①を利用した経験のある18歳未満のお子さんがある保護者か子育てに関心がある

●募集人数 選考で2名

☎問合先へ申込書(区HPから出力可)、作文(課題「地域での子育て支援についてあなたが思うこと」を400~800字程度)を郵送かEメール。3月5日必着

☎子育て支援課経営計画担当

(〒144-8621大田区役所)

☎5744-1272 FAX5744-1525

☎kodomokaigi-iin@city.ota.tokyo.jp



お知らせ

23区合同説明会・ 技術職採用フォーラムの PR動画を配信します

☎特別区職員採用試験・選考の受験希望者

●動画内容

① 各区・組合紹介=パンフ

特別区民税・都民税の申告は郵送で!

受付期間 2月16日~3月15日

新型コロナウイルス感染拡大防止のために、申告書は郵送でご提出ください。申告が必要な可能性がある方や前年に申告した方には、2月12日に住民税の申告書を郵送します。

令和3年度からの個人住民税の主な改正点

詳細は区HPをご覧ください。

1 給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除の見直しなど

「働き方改革」を後押しする観点から、給与所得控除・公的年金等控除制度の見直しを図りつつ、一部を基礎控除に振り替えることとされます。この改正と併せて、基礎控除に所得制限が導入され、扶養親族などの所得金額要件についても見直されます。

2 ひとり親控除の新設・寡婦(寡夫)控除の見直し

婚姻歴の有無を問わず適用される「ひとり親控除」を新設し、現行の寡婦(寡夫)控除とともに見直し・再編が行われました。

▶問合先

課税課課税担当

☎5744-1515(共通)

大森地区 ☎5744-1194

調布地区 ☎5744-1195

蒲田地区 ☎5744-1196